

広島県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、呉市選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十六年十月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
呉市二川まちづくりセンター	呉市築地町三番一号	平成二六年一〇月一〇日
呉市吉浦まちづくりセンター	呉市吉浦東本町一丁目七番二三号	平成二六年一〇月一〇日
呉市警固屋まちづくりセンター	呉市警固屋二丁目二二三番地	平成二六年一〇月一〇日
呉市阿賀まちづくりセンター	呉市阿賀中央六丁目二番一六号	平成二六年一〇月一〇日
呉市広まちづくりセンター	呉市広古新開二丁目一番三号	平成二六年一〇月一〇日
呉市仁方まちづくりセンター	呉市仁方本町一丁目六番一一号	平成二六年一〇月一〇日
呉市宮原まちづくりセンター	呉市宮原七丁目四番二一号	平成二六年一〇月一〇日
呉市天応まちづくりセンター	呉市天応宮町四番一五号	平成二六年一〇月一〇日
呉市昭和まちづくりセンター	呉市焼山中央二丁目八番二二号	平成二六年一〇月一〇日
呉市昭和東まちづくりセンター	呉市苗代町字八幡野三九番地の二	平成二六年一〇月一〇日
呉市郷原まちづくりセンター	呉市郷原町一五八五番地の八	平成二六年一〇月一〇日
呉市下蒲刈まちづくりセンター	呉市下蒲刈町下島一六二八番地の一	平成二六年一〇月一〇日
呉市川尻まちづくりセンター（ベイノロホール）	呉市川尻町東一丁目一番二二号	平成二六年一〇月一〇日
呉市音戸まちづくりセンター	呉市音戸町南隠渡一丁目七番一号	平成二六年一〇月一〇日
呉市倉橋まちづくりセンター	呉市倉橋町字前宮の浦四三一番地	平成二六年一〇月一〇日
呉市倉橋まちづくりセンター ター釣土田分館	呉市倉橋町字大坪七五二九番地	平成二六年一〇月一〇日
呉市蒲刈まちづくりセンター	呉市蒲刈町向一一二番地二九	平成二六年一〇月一〇日

呉市安浦まちづくりセン ター(きらめきホール)	呉市安浦町中央四丁目三番二号	平成二六年一〇月一〇日
呉市安浦まちづくりセン ター三津口分館	呉市安浦町中央五丁目一番八号	平成二六年一〇月一〇日
呉市豊浜まちづくりセン ター	呉市豊浜町大字豊島三五二六番地 の一五	平成二六年一〇月一〇日
呉市豊浜まちづくりセン ター豊島分館	呉市豊浜町大字豊島三九五九番地 の一	平成二六年一〇月一〇日
呉市豊まちづくりセン ター(堀ばたホール)	呉市豊町大長字堂の尻五九一五番 地三	平成二六年一〇月一〇日
呉市豊まちづくりセン ター久比分館	呉市豊町久比字沖田三二八番地	平成二六年一〇月一〇日